



しょうわ 広報

No.51

昭和54年11月1日発行 役場総務課 編集



母親になるって
たいへんなんだわ

— 町の人口 —

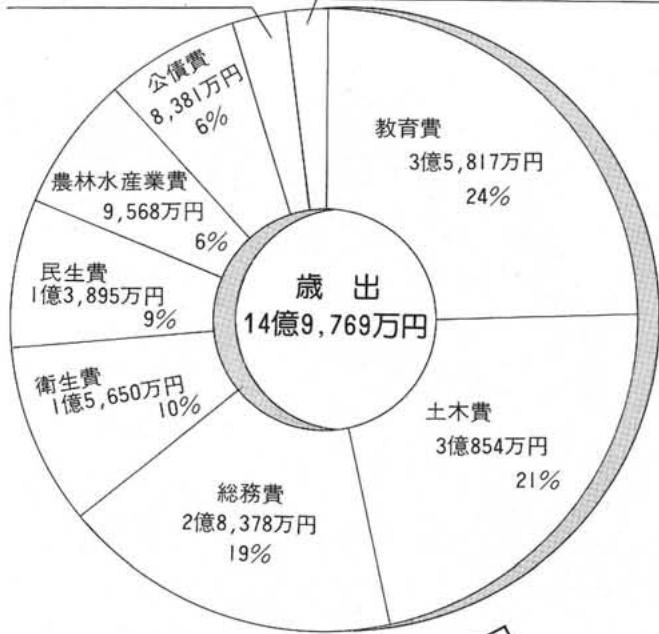
10月1日 現在	
男	4,117人
女	4,188人
計	8,305人
世帯数	2,207戸

二回目の母親学級。もうすぐ我が子を抱く日を胸に、人形を使って沐浴の実技演習、保健婦の説明を耳にしんげんな表情で講習を受けていました。

こ ろ 状 況

決 算 の あ ら ま し

消防費 4,268万円 3% その他 2,958万円 2%

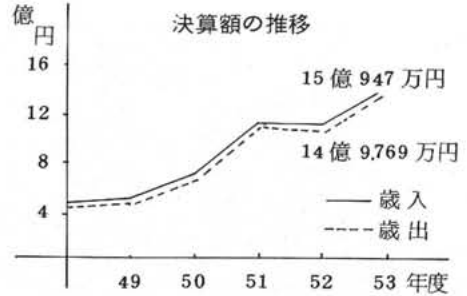


町民1人当りに使った税金 184,036円



昭和五十三年度決算が九月定例議会で認定されましたので、その概要をお知らせします。

みなさんの税金がどのように使われたか、その収支はどのようにになったか、みなさんの家庭の家計簿と思い参照ください。



歳 出

建設事業四六パーセント 町民体育館・町営住宅・道路網の整備に

昭和五十三年度歳出十四億九、七六九万円は、教育・福祉の充実並びに生活環境の整備にと、住みよい町づくりを目指し有効に活用されました。

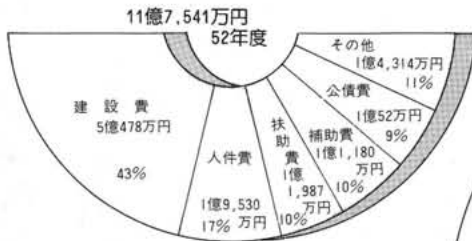
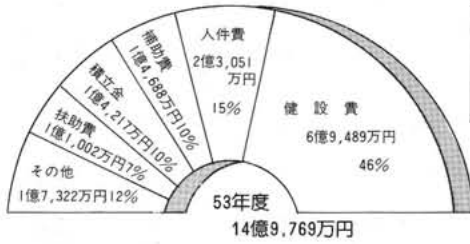
特に、歳出の四六・四パーセントにも及ぶ建設事業費は、六億九、四八九万円を支出しております。この主な事業をあげると、工業再配置促進費補助金を受けて二億四、〇三五万で町民体育館の建設。中学校に二、九

五八万円でのプールの建設、地方病予防対策の一環事業溝きよ改良事業は、工事延長三、四五〇メートルで九、七七三万円を要しました。その他、中央高速自動車道の建設が着手されたため、附属する道路網の整備、道川都市下水路継続事業、常水団地内に町営住宅簡易二階建六戸一棟を建設などが主な事業内容です。

この他にもきめ細かな事業が行われており、お年寄りの方々の福祉施設等利用の便を図るため十人乗りマイクロスパス購入、健康維持と親睦をスポーツで深めてもらうようゲートボール用具の購入。母子栄養強化事業として妊婦の健康増進を図るため、妊婦に牛乳の配布。また、みなさんの健康を守るため住民検診を実施、病気の早期発見に努め健康管理指導をおすすめしました。

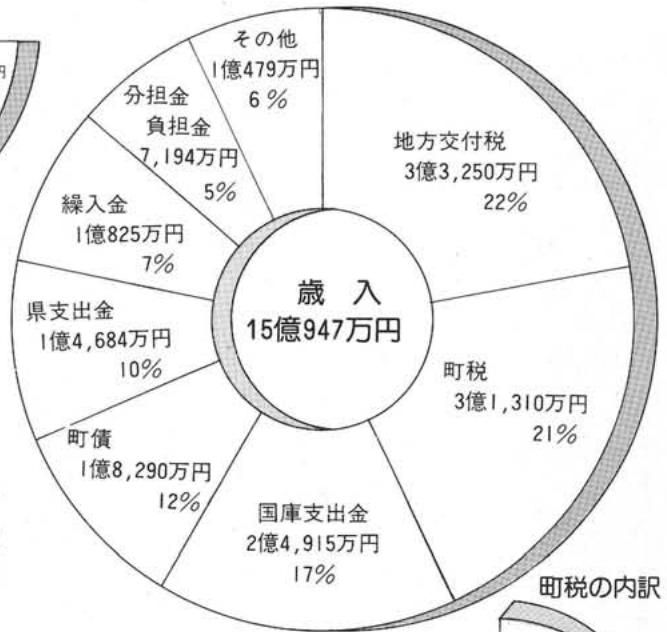
住民のみなさんの教養と知識、親睦を深める意味で開講した各種学級講座も、おおくの参加を得ました。この開設場所である中央公民館講堂も、狭ますぎるのと要望から、ステージを拡張し一部改造を行うとともに、来館者の便を図るため自転車置場を設置し、教育文化活動の振興を図りました。

性質別歳出の状況

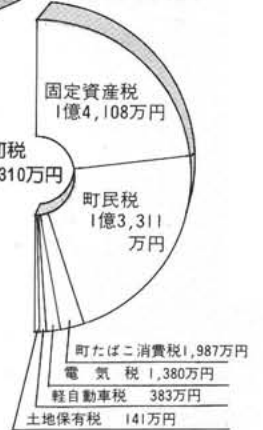


町のだいで

昭和53年度の



町税の内訳



町民1人当りの納めた税金 38,474円



歳入

順調に伸びる町税

昨年比二九、九パーセント増

一般会計歳入予算十五億一五九万円に対し、収入済額は七八八万円多い十五億九四七万円、支出は十四億九、七六九万円、差し引き一、一七八万円が五十四年度に繰越されました。

歳入の二一パーセントをしめる町税も、五十二年度に比較して七、二〇八万円、二九、九パーセントの増となり、その内

訳をみてみますと、町民税三、六六〇万円、このうち個人分三、四〇四万円、法人分二五六万円となっています。

その他においても順調な伸びをしめしており、固定資産税においては、土地五五五万円、家屋一、六八〇万円、償却資産一、三三四万円、その他納付金・交付金などにより三、一八一万円。

一方歳出では、支出の八一パーセントをしめる療養給付費二万三、一八八件に対し、一億七、三八〇万円の支払いが行われております。その他、高額療養費二八六件で一、三四三万円、助産費支給四二件で二五二万円、葬祭費は一八件で一八万円、その他四一〇万円を支出しており、歳出総額は二億二、二七万円、差引き一、三四一万円が五十四年度に繰越されました。

被保険者一人当りの平均税負担二万二、一五七円に対し、療養費四万七、一九〇円、自己負担の倍以上の恩恵を受けています。

国保 二万円の負担で倍以上の恩恵

国民健康保険の歳入総額は二億一、五六八万円、その内訳は、国保税七、八二九万円、国からの補助金一億二、〇一九万円、五十二年繰越金一、五一四万円、その他二、〇六万円となります。

電気税四〇九万円、町たばこ消費税一七二万円、軽自動車税一六万円の増となりました。

町税に対する町民ひとり当りの負担額は三万八、四七四円、これに対しての見返りは十八万四、〇三六円となります。

あなたの老後は大丈夫ですか

特例納付制度受付中

すでに一年を経過した特例納付制度へ あなたは手続きを済ませましたか………。

来年の六月三十日までが加入期間です。幸せな老後を送る最後のチャンス早めに手続きをしましょう。

国民年金に加入していても、長い期間保険料を未納している方、あるいは、国民年金に加入しなければならぬのに、まだ加入されていない方は、今から六十歳まで保険料を納めても老

年金獲得まで 何年必要ですか…

国民年金をうけるためには、保険料を納めた期間（免除期間も含む）が二十五年以上必要です。
あなたが無年金者にならないためにも、この機会にもう一度、自分の年金をチェックしましょう。

生 年 月 日	最低必要な期間	
	老 年 金 通算老 齢 年 金	特例老 齢 年 金
明 4 年 4 月 2 日 以 降	10年	4年1月
明 4 年 4 月 1 日 以 前		
大 2 年 4 月 1 日 "	"	5年1月
3 年 4 月 1 日 "	"	6年1月
4 年 4 月 1 日 "	"	7年1月
5 年 4 月 1 日 "	"	"
6 年 4 月 1 日 "	11年	"
7 年 4 月 1 日 "	12年	"
8 年 4 月 1 日 "	13年	"
9 年 4 月 1 日 "	14年	"
10 年 4 月 1 日 "	15年	"
11 年 4 月 1 日 "	16年	"
12 年 4 月 1 日 "	17年	"
13 年 4 月 1 日 "	18年	"
14 年 4 月 1 日 "	19年	"
15 年 4 月 1 日 "	20年	"
昭 2 年 4 月 1 日 "	21年	"
3 年 4 月 1 日 "	22年	"
4 年 4 月 1 日 "	23年	"
5 年 4 月 1 日 "	24年	"
5 年 4 月 2 日 以 後	25年	"

↑ 保険料を納めた期間が一年以上一〇年未満の人に特例として支給。

齢年金を受ける期間を満たすことができない場合があります。そこで、このような方々が一人もいなくなるように、特例として国民年金の強制加入の期間で、時効になって保険料を納められなくなっている期間を納め

ることが出来る特例納付制度が実施されています。納められる金額は、一ヶ月につき四千円で、一括でも分割でもできます。この申出のできる人は、国民年金に強制加入の人です。サラリーマンの奥さんなど任意加入の方は除かれます。今一度、あなたの年金権は大丈夫か国民年金の加入期間を確認しましょう。



十一月は青少年健全育成月間

明日を築く青少年に暖かい思いやりを

青少年を健全に育成するうえで最も重要なことの一つは、すべてのおとなが深い愛情をもつて、子どもを暖かく援助するとともに、他面、人生の先輩として厳しく指導育成する態度を身につけて実践することです。
社会連帯意識の希薄化とともに、このような実践活動がますます少なくなっていますが、社会生活のあらゆる場において、自分の子どもと同じようにすべての子どもに関心を寄せ、日常的に子どもを援助し指導するおとなが一人でも多くなることを願い、青少年育成国民運動ならびに県民運動が展開されます。
今年の重点目標は次の通りです。

- ①子どもをあたたく見守り、ほめながら援助する。
- ②他人の子どもも愛情をもって



青色申告を おすすめします

税務署では、十月十六日から十一月十五日までの一ヶ月間を青色申告の「特別勧奨期間」として、青色申告の普及につとめています。

商売をしている人、地代、家賃収入のある人ならだれでも「青色申告」の方法で申告することが出来ます。この青色申告とは、帳簿をつけて所得を正しく計算して納税する人にいろいろの特典を利用していただき、税金が安くなるようにした制度です。

ぜひこの機会に青色申告を。
※お問い合わせは
甲府税務署、青色申告会、昭和町商工会まで。

戦没者遺族特別弔慰金と戦傷妻特給の支給範囲が拡大

「特別弔慰金」

(一)公務扶助、遺族年金、遺族給与金の受給者で、昭和五十四年四月一日から五十四年三月三十一日の間に受給権を失った者の遺族。

(二)判任文官、従軍文官の公務扶助料受給者で、昭和五十四年三月三十一日までに扶助料受給権を失ったものの遺族。

(この場合証書の写を持参)以上、金額は十二万円で昭和五十五年より支払われる六年償還の国債で支給されます。

「戦傷病者の妻に対する特給」昭和四十八年四月二日以降に戦傷病者等と婚姻した妻及び同日以後に後重症により戦傷病者等となった者の妻であつて、昭和五十四年四月一日において戦傷病者等が、恩給法に定める第五款症以上の傷病に恩給または傷害年金の受給者である場合、つぎのとおり特別給付金を請求できます。

- (一) 一款症以上 五万円
- (二) 二款症以上 二万五千元

「戦傷病者の妻および父母に対する継続分」

前回の特別給付金が、昭和五十四年で最終となられる方は継続の手続きをして下さい。

その他、満州青年移民の妻および父母、祖父母に対する特別給付金の支給範囲が拡大されましたので、該当と思われる方は県厚生援護課(甲府37)一―一内線四一五番)および役場福祉課二―一―番へ問い合わせ下さい。

「おおい」に参加を

二十三日農業まつり

「みんので守り育てよう昭和の農業」をスローガンに、十一月二十三日押小体育館において、第十六回昭和町農業まつりが開催されます。

これにともない農業研究会では、出品物を二十二日午前九時より受付けます。農家のみなさん、日頃丹精こめた農作物、多数出品されますようお待ちしております。

なお、二十三日午後三時から、これら農作物の展示即売会を行いますので、町民のみなさんおおいに参加下さい。

児童手当の額が改正

昭和五十三年九月分までは手当額が児童一人につき月額五千円でしたが、昭和五十三年十月より市町村民税の所得割の額のない受給者には六千円に改正され、昭和五十四年十月分より

昭和五十三年九月分まで 一率 五千円

昭和五十四年九月分まで

所得割のある受給者 五千円

所得割のない受給者 六千円

昭和五十四年十月分より

所得割のある受給者 五千円

所得割のない受給者 六千五百円

(市町村民税には所得割と均等割があり、所得割とは所得に応じて課せられる税金で、均等割とは二十歳以上、六十五歳まで(妻を除く)均等に課せられる税金です。

協力隊では、毎年二回定期的に隊員を募集していますが、現在秋の募集中です。

青年海外協力隊員は、アジア、アフリカなどの開発途上国に派遣され、そこに住む人々といっしょに仕事をし、その国の人々の生活の向上、経済、社会の発展に協力する海外ボランティアです。

山梨県最低賃金決定

昭和五十四年十月十日から左記のように県内最低賃金が決まりました。

一日勤務の場合二、五八二円、パートのように時間によって賃金が定められている場合は、一時間当たり三三三円となります。

文化祭・公民館まつりは順次

恒例の町文化祭及び公民館まつりは、例年二十三日の文化の日を実施していますが、今年は町舎建設のため公民館前が利用できないため順延となります。

正しい理解と早期発見



糖尿病週間 11月5日~11日

糖尿病は初期の段階では自覚症状がありません。とくに中年以降の方は定期的な検査を受けましょう。

無料検診 11月11日
午前9時~午後2時
場所 総合検診センター
共立看護学院2階

秋の全国火災
予防運動

11月26日～12月2日

これくらいと思う油断を
火が狙う!!

十一月から三月にかけての冬場は、石油ストーブなどの暖房器具を使うことから、一年のうちでも最も火事の多い季節です。火災の原因をみますと、暖房器具の中で一番多いのは、なんといっても石油ストーブです。

去年の統計では、ストーブによる火災二千七百六十六件（全国）のうち、七五パーセントにあたる二千七十六件が石油ストーブによるものです。

今年も、十一月二十六日から十二月二日まで、秋の全国火災予防運動が繰り広げられます。火を消すための「三つの基本」について考えてみました。

燃えるものを
取り除く

除去消火

例としては、ガス火災のときなど元せんを閉めて「火元」を断ったり、山火事るとき、周囲の木を切って延焼を防ぐ場合などがあります。



燃えうつれない

空気(酸素)を
断つ

窒息消火

天ぷらをあげていて電話がかかり、うっかり長話になって戻ってみると、なべに火がはいっている。こんな時とつきに、なべにフタをすると酸素が断たれ、火は消えます。

また、倒れた石油ストーブが燃えだしたときは、シーツなどを水にぬらしかぶせると消すことができます。

このような消火方法が、窒息消火です。消火器もこの方法に入ります。

熱を下げて消す

冷却消火



火事と聞いたら、まず「水」と反射的にピンとくるほど、水は冷却消火のチャンピオンです。また、天ぷらなべに火がはいったときなど、手近にある野菜を入れるのも冷却消火の一つの方法です。

災害時に活用

婦人会で救急看護法を学ぶ

思いがけない災害で被害者が続出した時、私たちはどれほど冷静に対処できるでしょうか。

去る九月二十九日、応急処置方法を少しでも知ってもらおう



と婦人会を対象に、日赤の指導者を迎え、町主催の救急看護法の勉強会が行われました。

身近にある材料を使った包帯での止血方法、毛布と青竹を使った担架の作り方とケガ人の運搬法、また、一週間は保存がき

くとという梅入りの保存食の講習など、会員さんはしんげんな表情で実習を受けていました。

災害時の対策が問題にされている現在、いざというとき、この講習会で学んだことをおおいに活用してもらいたいものです。

押越が総合優勝

恒例の押中学園祭も開催

あいにく小雨のバラつくなか、第十八回昭和町体育祭が、十月十日押中グラウンドで開催されました。



部対抗競技 サッカー一競走から

競技は、例年通り得点競技種目と子供からお年寄りまで自由に参加できるバラエティにとんだもので、参加者も多く、楽しい一日をすごしていました。

熱の入る部落得点競技では、押越チームが他の部落を大量得点で離し総合優勝、準優勝に上河東、三位西条二区とそれぞれ入賞しました。

また、この日には押中学園祭も開催され、展覧会場には、絵画、工作物などの力作が展示され、おどろきの観覧者でにぎわっていました。



展覧会場はすばらしい作品の数々

探究

浅間寺の名物

河東中島 柳沢八十一 (筆)

町内

河東中島浅間寺について四つばかり紹介しよう。名物と言え

「カヤの木」本堂南の川端にあつた大樹で、小学校裏の本妙寺の大公遜樹と共に珍らしい大木で、年取った人々には朝早く



せつない歯の痛みが伝わってくるようですね

おいて一本づつそびえて居たので、盆地をめぐる山から昭和のあたりを探す時、すぐ眼にとま

「金比羅堂」町道一号线に面して境内の東南隅に在る。九尺(三米弱)四面の平凡な堂宇だが、本来金比羅様は四国が有名

十一月一日から七日までは「文化財保護強調週間」です。わたしたちの郷土にも、いろいろな文化財があります。

わたしたちの、ひいては日本の文化財の多くは、紙や木

神社名を以て町名としているのである。だからこれは明らかに神社であり「宮」なのであって、これが寺の一角にあるところが面白い。おそらく、講中などの

てている地蔵像で、像としても珍らしいが、虫歯の願いをかけて、それが治ったら爪楊枝を編んだヨダレかけをあげることに

「虫歯地蔵」一名ひいらぎの地蔵とも言い、本堂南の墓地の入口に大きいひいらぎの木を背に祭られて居たが、その木が枯

う奉謝の方法もまた面白いし、恐らくはその地蔵像に祭られた人も、歯痛から来る病気で亡くなった人を祭ったのではないだろうか。

“心のふるさと” 郷土の文化財を守ろう



きていることが特徴です。その

ために、耐久力が弱く、とくに火災にあうと跡形もなく焼失してしまいます。そのため文化財の保護には、わたしたちの温かい思いやりとキメ細かな配慮が必要です。

町民俳句

露草の 瑠璃をこぼさず

抜き足に

わけて灯の 白菊に映え

井上まさ江

つゆ草の 淡き水色 君遠し

松岡 満子

骨ひろう 鳴咽にちちろ

伊藤 春江

露草の 濃きむらさき

清水 博文

菊いけて 心のゆとり

興石さむ代

露草や 我をみつめる

中沢 静代

手まねして 茶を呑むしらせ

磯部 信与

つゆ草の ひと花ものを

内藤ふく次

曼珠沙華 住む人もなき

清水 年江

庭にもゆ

ブドウ狩り 故郷の車も

河田 好子

列にあり

桑原 丑寅

——秋期ポリオ生ワクチン投与実施——

実施日時 11月6日(火) 午後1時～2時
 場 所 中央公民館
 該 当 児 ・昭和53年8月1日～昭和54年1月31日までの出生児(2回目)
 ・昭和54年2月1日～昭和54年7月31日までの出生児(1回目)
 ・昭和52年8月1日～昭和53年7月31日までの出生児(追加)
 ・昭和51年8月1日～昭和52年7月31日までの出生児(1回目を投与している人追加)
 携 帯 品 母子健康手帳 問診票

——3種混合(百日ぜき・ジフテリア・破傷風)予防接種——

実施日時 11月27日(火) 午後1時～2時
 場 所 中央公民館
 該 当 児 昭和52年1月1日～昭和52年6月30日までの出生児(第1期3回目)
 昭和51年1月1日～昭和51年12月31日までの出生児(第1期3回目)
 携 帯 品 母子健康手帳 問診票

——献 血 に ご 協 力 を——

実施日時 11月12日(月) 午前10時～正午 午後1時～3時
 場 所 役場前 三神駐車場
 献血出来る人
 ① 満16歳以上～65歳未満の人
 ② 体重が男子45kg・女子40kgをこえる人
 ③ 前回の採血から1ヶ月を経ている人
 ④ 妊娠していない女性
 ⑤ 血液の比重が1.052以上の人(当日検査)
 ⑥ 血圧検査の結果適合した人 (当日検査)
 ⑦ 当日医師が検診をして健康と認める人
 ◎ なお、採血された場合は血液型、肝機能、梅毒等の検査を行いますので健康診断の役目もします。

保 健 だ よ り

——乳 幼 児 検 診——

乳 児 検 診 (中央公民館)
 実施日時 11月13日(火) 午後1時～2時
 11月22日(木) //
 11月28日(水) //
 1歳6ヶ月児検診 (中央公民館)
 実施日時 11月29日(木) 午後1時～2時
 3 歳 児 検 診 (中央公民館)
 実施日時 11月16日(金) 午後1時～2時
 ※ いずれの検診に携帯品として、母子健康手帳・問診票が必要です。

おめでと う

昭和五十四年八月十四日以降

堀 深 勝 上 秋 穂 野 鷹 依 野 秋 依 小 有 野 吹 比 昭 沢 村 野 山 坂 田 野 田 沢 山 田 沢 賀 沢 田 留 氏 和 千 は 由 三 み 亜 間 出 五 十 四 年 八 月 十 四 日 以 降 恵 孝 紀 紀 幸 和 桂 重 由 明 大 ど 紗 知 名 生 子 か 輝 子 子 生 佳 子 男 紀 智 子 生 誠 り 美 子	雅 昭 正 幸 一 敏 桂 泰 榮 久 和 幸 芳 父 保 豊 秀 治 一 志 治 生 仁 哲 雄 名 正義 秀 豊 秀 治 一 志 治 生 仁 哲 雄 名	上 押 西 西 河 上 河 西 上 西 西 上 河 押 河 西 河 河 条 条 東 東 河 条 条 河 条 東 住 東 越 田 区 島 東 島 区 東 区 田 東 西 越 西 区 島	青 深 青 内 渡 雨 手 笹 日 高 増 江 柳 沢 木 藤 辺 宮 家 本 原 野 田 本 氏 富 み さ 美 敏 さ 裕 勝 清 と 久 理 次 直 哲 名 婚 子 朗 子 夫 江 已 み 弘 江 朗 美 也	北 田 堀 笹 井 鷲 中 石 五 長 深 中 山 涌 海 原 島 之 本 口 山 込 原 味 倉 沢 山 本 井 野 内 里 隆 誠 理 美 恵 正 佳 ゆ 尊 貴 美 弘 雅 志 司 香 佳 理 智 和 子 り 之 光 帆 拓 明 季	正 法 千 和 房 正 一 昌 倍 俊 一 誠 彦 政 政 則 雄 已 好 弘 雄 明 範 清 河 河 清 西 紙 西 紙 上 河 押 河 河 西 押 水 東 水 条 灘 条 灘 河 東 条 新 中 新 一 阿 二 阿 中 二 居 島 西 居 区 原 区 原 東 西 越 西 島 区 越
---	--	---	---	---	--

印刷 (株) サンニチ

11月の可燃物
不燃物収集日

指定場所に当日午後8時30分までに
出して下さい。

日 程	曜日	地 区 名	内 容
11月 1日	木	全 地 区	もえる物
" 5日	月	"	"
" 7日	水	"	ガラス類
" 8日	木	"	もえる物
" 12日	月	"	"
" 15日	木	"	"
" 16日	金	押原・常永	金 属 類
" 19日	月	全 地 区	もえる物
" 21日	水	西 条	金 属 類
" 22日	木	全 地 区	もえる物
" 26日	月	"	"
" 29日	木	"	"